

塩竈市防災会議

日 時 : 平成25年1月21日(月)
午後3時00分

場 所 : 塩竈市役所 3階 北側委員会室

地域防災計画の見直し方針（案）

1、背 景

現在の塩竈市地域防災計画は、宮城県第三次地震被害想定調査に基づき、上位計画である「宮城県地域防災計画（震災対策編）」との整合性を図り、平成20年1月に策定している。

東日本大震災では、本市において想定を超えた津波浸水区域や避難者、女性や災害時要援護者への対策、孤立した浦戸地区、福島原発事故等、大きな課題が発生した。

本市では、本震災の課題を踏まえ、地域防災計画の抜本的な見直しを図ることとし、平成25年9月末の策定を目指している。

2、被害状況（H24.11.1現在）

本市での主な被害は、災害により直接死47名（市内17名、市外30名）、災害関連死18名、住家の全壊と大規模半壊で2,127棟となっており、第三次被害想定（宮城県沖地震連動型）を大幅に上回る甚大な被害が発生した。

3、課題の抽出・・・（資料2）

震災の検証を行うため、自主防災組織へのアンケート調査や市民懇談会、防災研修会での市民の皆様からのご意見、消防団等防災関係機関、避難所開設職員、教職員等からの聞き取り調査、市災対各部の震災検証調査等から「被害想定」や「通信連絡手段」等、21項目の課題等を取りまとめた。

4、震災後の対応

本市では、抽出した課題を踏まえ、余震に備え緊急に必要な対策については、暫定的に東日本大震災クラスの震災を想定し、最大避難者へ対応する備蓄食糧や同報系防災行政無線、集会所への非常発電機等の防災資機材の整備、県外自治体との災害時協定の締結等、様々な対策を行ってきたところである。また、平成23年12月に取りまとめた本市復興推進計画を推進している。

5、地域防災計画の見直し方針（案）

【基本理念】

この度の東日本大震災を教訓とし、本市の地域防災計画に関する基本理念をここに掲げる。

自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、そして行政等が行う「公助」を基本とし、それぞれの責務・役割そして連携を明確にしながら、誰もが安心して安全な生活がいつまでも送れる地域社会の構築を基本理念とする。

大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安心安全な生活が送れる地域社会の構築を目指そうとするものです。

【基本方針】

東日本大震災による想定を超えた巨大な地震・津波の発生と甚大な被害やこれまで経験のない長期にわたる災害対応等を踏まえ、また、国、県における防災の基本構想、計画、市長期総合計画、復興推進計画等を勘案する。

さらに、昨今の集中豪雨や台風、高潮等の風水害、浦戸地区等の本市域の地域特性、女性や災害時要援護者への対策、福島原発事故等、市民の目線に立った実行性のある防災計画へ抜本的な見直しを図る。

【具体的な見直し方針】

現行計画書の震災対策編を津波対策編の新設により、「第1編 地震災害対策編」「第2編 津波災害対策編」の2編構成を検討する。また、近年の異常気象による風水害の多発から「第3編 風水害等災害対策編」の新設、さらには、本市は女川原子力発電所から40kmと近接していることから、原子力規制委員会が平成24年10月31日に決定した「原子力災害対策指針」を勘案して、「第4編原子力災害対策編」の作成を検討する。

現行	
震災対策編	
第1章	総則
第2章	災害予防対策
第3章	災害応急対策
第4章	災害復旧・復興対策
第5章	津波対策
日本海溝特措法編	
第1章	総則
第2章	災害対策本部の設置等
第3章	地震発生時の応急対策等
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
第6章	防災訓練計画
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
資料編	



検討案	
地震対策編	
第1章	総則
第2章	災害予防対策
第3章	災害応急対策
第4章	災害復旧・復興対策
津波対策編	
第1章	総則
第2章	災害予防対策
第3章	災害応急対策
第4章	災害復旧・復興対策
風水害対策編	
第1章	総則
第2章	災害予防対策
第3章	災害応急対策
第4章	災害復旧・復興対策
原子力対策編	
第1章	総則
第2章	災害予防対策
第3章	災害応急対策
第4章	災害復旧・復興対策
資料編	

6. 今後のスケジュールについて

